

## 特別抗告状

広島高等裁判所令和4年(ワ)第151号 裁判官に対する忌避の申立て却下決定に対する即時抗告事件

[原審・広島地方裁判所令和4年(モ)第106号、基本事件:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号]

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

特別抗告人 高野 邦夫



基本事件の相手方

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被告 国 代表者法務大臣 古川 禎久

令和4年9月2日

最高裁判所 御中

### 記

第一. 特別抗告の趣旨

1. 令和4年9月1日、広島高等裁判所から同裁判所令和4年(ワ)第151号(原審・令和4年(モ)第106号)の決定書を特別送達により受領した。

#### 主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

2. 原決定は全部不服であるから、民事訴訟法 336 条により 特別抗告する。

3. 原決定を破棄し、更に「本件裁判官に対する忌避の申立てには理由がある」との裁判を求める。

#### ★民事訴訟法第三三六条(特別抗告)

地方裁判所及び簡易裁判所の決定及び命令で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の決定及び命令に対しては、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告は、裁判の告知を受けた日から五日の不変期間内にしなければならない。

4. 追って特別抗告理由書を提出する。令和4年9月2日

最高裁判所 御中

(特別抗告人・即時抗告人・基本事件原告) 高野 邦夫

